

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 111 回全体会合

2020 年 3 月 2 日（月）14:00～17:00

JICA 本部 1 階 111・112 連結会議室

議事次第

1. 開会

2. WG スケジュール確認

3. 案件概要説明（ワーキンググループ対象案件）

- (1) バングラデシュ国チッタゴン - コックスバザール道路整備事業 SC 案(開催日未定)

4. 環境レビュー方針の報告

- (1) ナイジェリア国送電線網強化事業（有償資金協力）

5. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) タンザニア国ムトワラ火力発電所及び送電線建設事業（協力準備調査（有償））DFR
（2 月 17 日（月）開催）

6. 環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループ会合報告及び助言文書確定

- (1) 環境社会配慮ガイドライン包括的検討②対象事業・情報公開（1 月 27 日（月）開催）
- (2) 環境社会配慮ガイドライン包括的検討③国際基準・審査方法（2 月 10 日（月）開催）

7. その他

- (1) 第 6 期助言委員活動内容について

8. 今後の会合スケジュール確認他

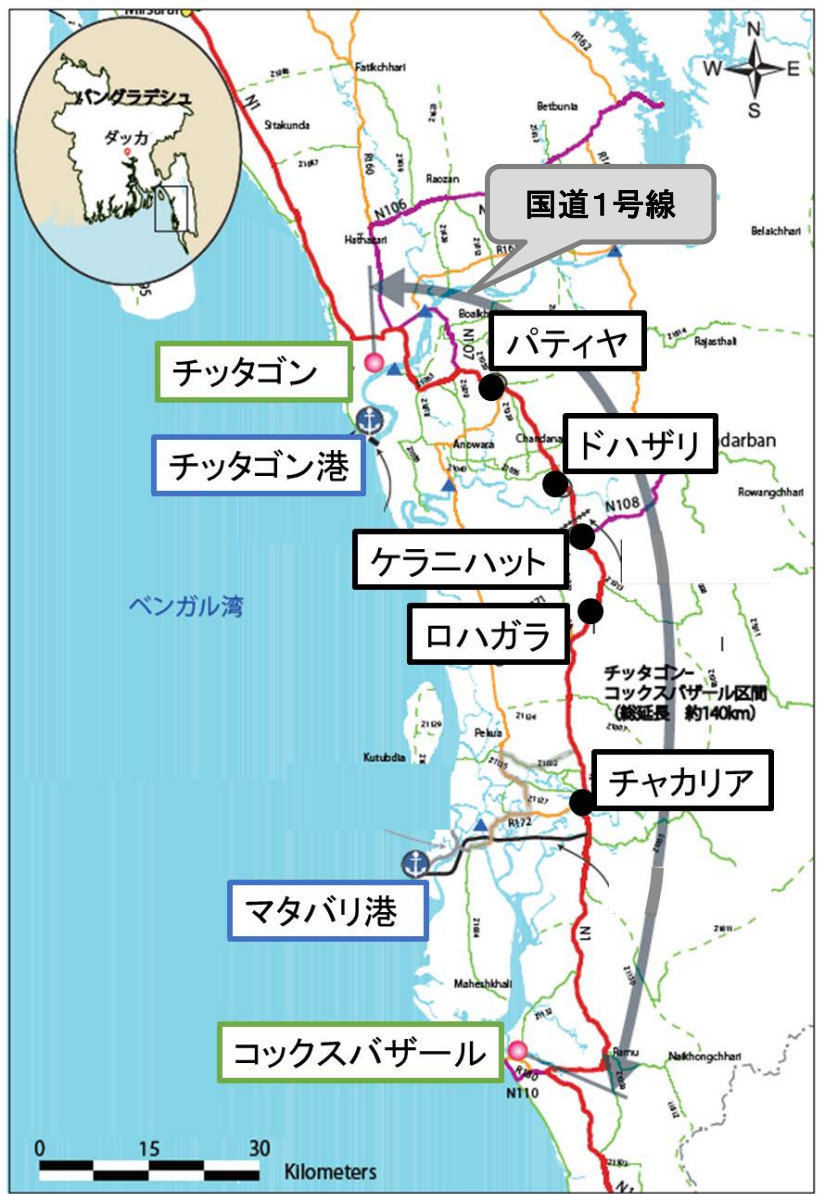
- ・ 次回全体会合（第 112 回）：2020 年 4 月 10 日（金）14:00 から（於：JICA 本部）

9. 閉会

以上

バングラデシュ人民共和国 チッタゴンーコックスバザール道路整備事業

**2020年3月2日
国際協力機構
南アジア部南アジア第四課**



- バングラデシュ政府は、経済成長に伴う海上貨物取扱量の増加を受け、JICAの支援(円借款)によりマタバリ港を開発中。
- マタバリ港を発着地とする貨物は、国内の主要消費地であるダッカ・チッタゴン、及び南部の主要都市であるコックスバザールへの輸送に国道1号線を利用。
- 国道1号線のダッカ～チッタゴン間は4～6車線化されており、十分な交通容量があるものの、チッタゴン～コックスバザール間は現状2車線道路となっている。市街地区間は混雑が著しく、大型のコンテナトレーラーの走行が困難な状況。
- 本事業では、国道1号線のチッタゴン～コックスバザール間の渋滞多発地域である市街地区(5カ所：パティヤ、ドハザリ、ケラニハット、ロハガラ、チャカリヤ)において、高架道路やバイパス道路を建設し、マタバリ港を発着する貨物の円滑な輸送網を確保する。

事業目的 国道1号線のチッタゴン - コックスバザール間の主要市街地において高架道路及びバイパス道路等を建設することにより、同区間の交通の円滑化とマタバリ港へのアクセス向上を図り、もって沿線地域の経済発展及び当国の物流促進に寄与するもの。

事業対象地域 チッタゴン県及びコックスバザール県

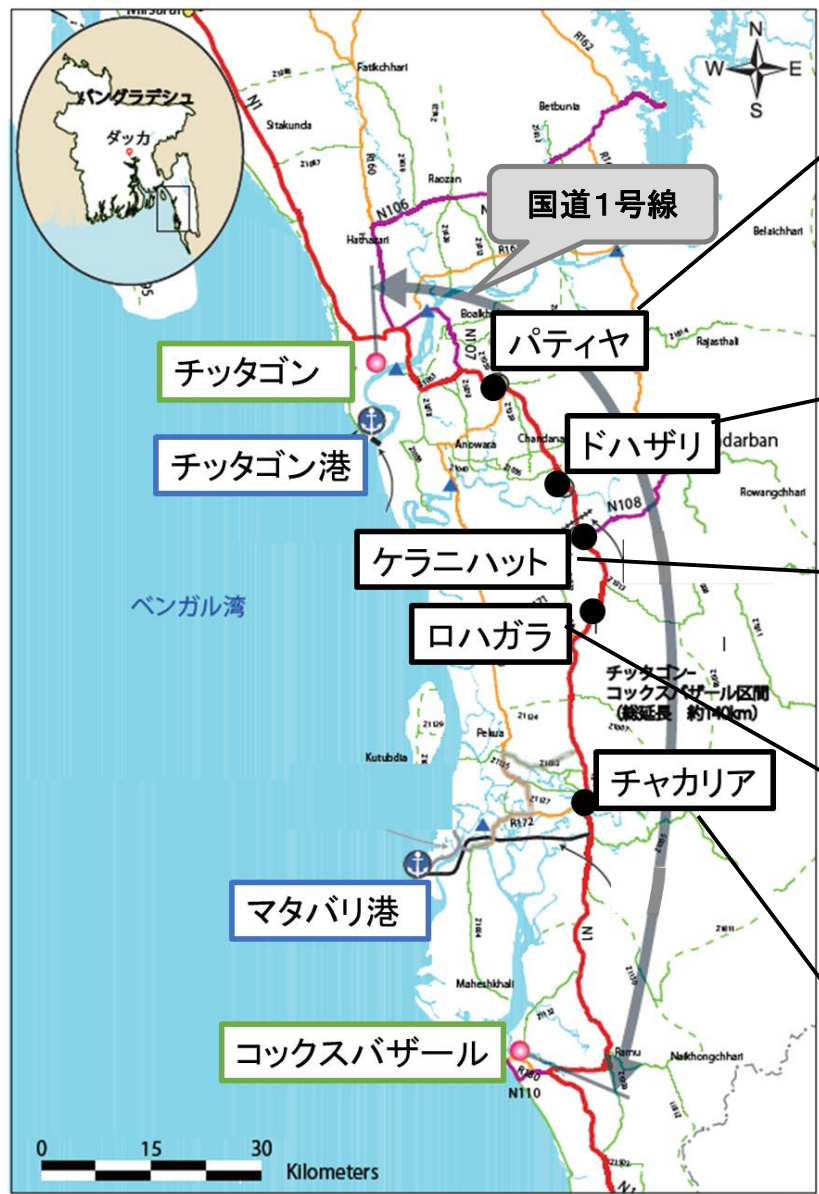
事業実施機関 道路交通橋梁省・国道部

協力準備調査実施期間 2019年7月～2021年4月（予定）

事業概要（案） 国道1号線チッタゴンーコックスバザール間の主要市街地である以下の地点において、高架道路、またはバイパス道路を整備する。また、上記以外の現道上で貨物輸送が困難な箇所が確認される場合には、線形改良・道路拡幅を検討予定。

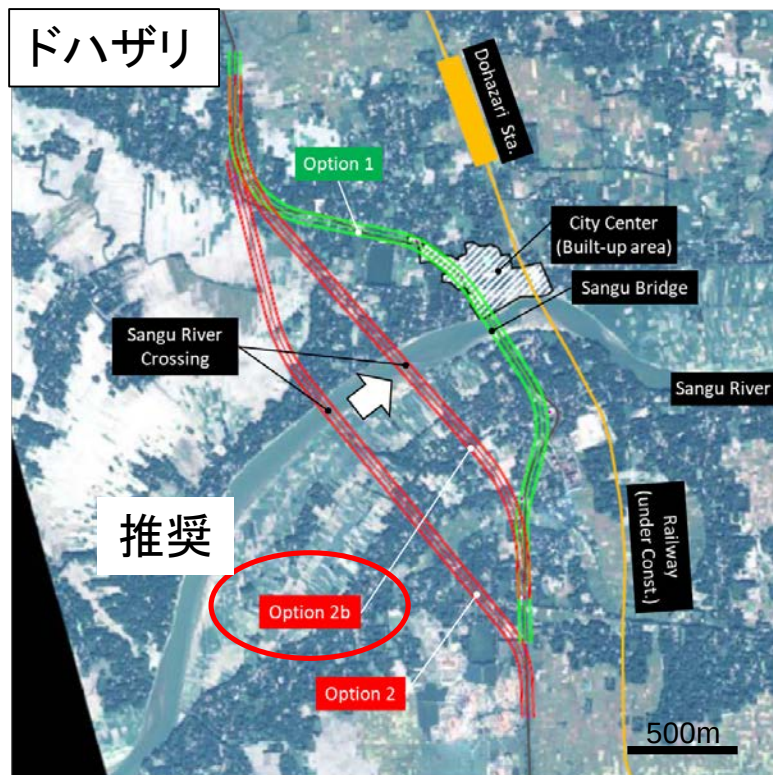
対象地点	事業内容（案）
パティヤ	既存バイパス道路の線形改良と拡幅（約5.1km）
ドハザリ	バイパス道路の新設（約3.5km）*
ケラニハット	高架道路の新設（全長約3.3km（うち、高架部約2.3km））
ロハガラ	バイパス道路の新設（約4.3km）*
チャカリヤ	バイパス道路の新設（約7.5km）*

*バイパス道路は段階的整備を実施予定。本事業では6車線に必要な用地を確保しつつ、4車線を建設。

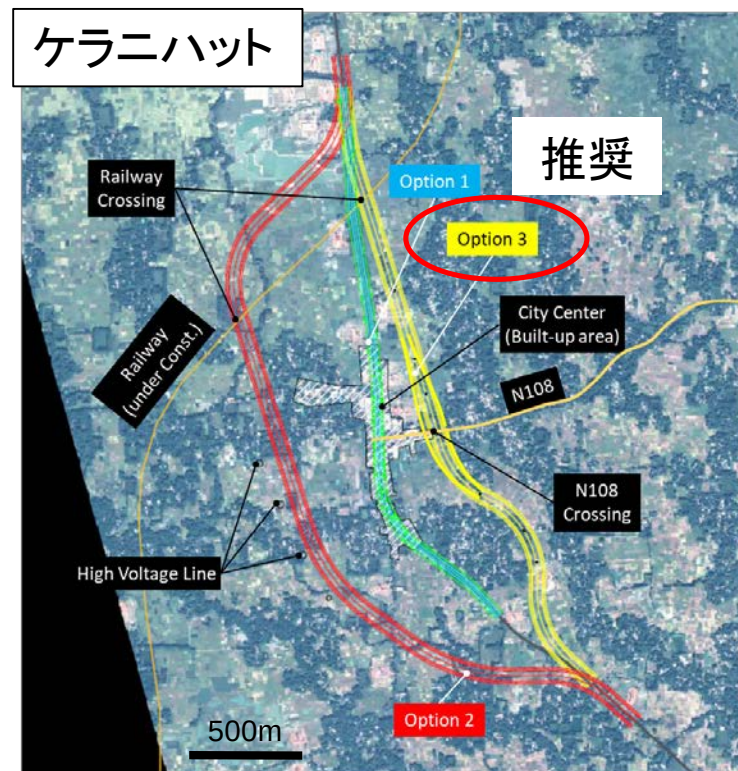


4. 代替案検討（ドハザリ＆ケラニハット） 4/7

各地点において、①他の計画・プロジェクトとの適合性、②事業効果、③社会影響、④自然影響、⑤生活環境、⑥経済性を考慮して各代替案検討を実施*。

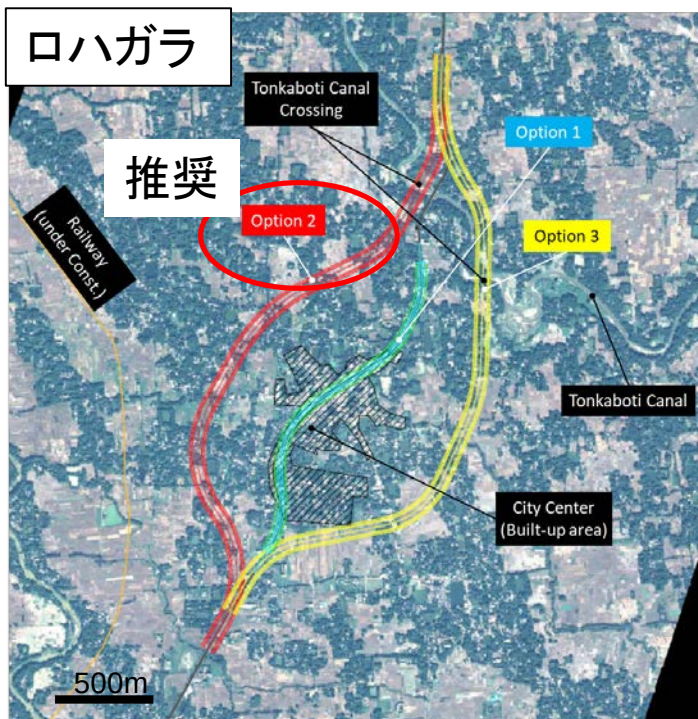


支障物件数が最少且つ事業効果及び経済性が最も大きいOption 2-b（バイパス道路）を推奨。

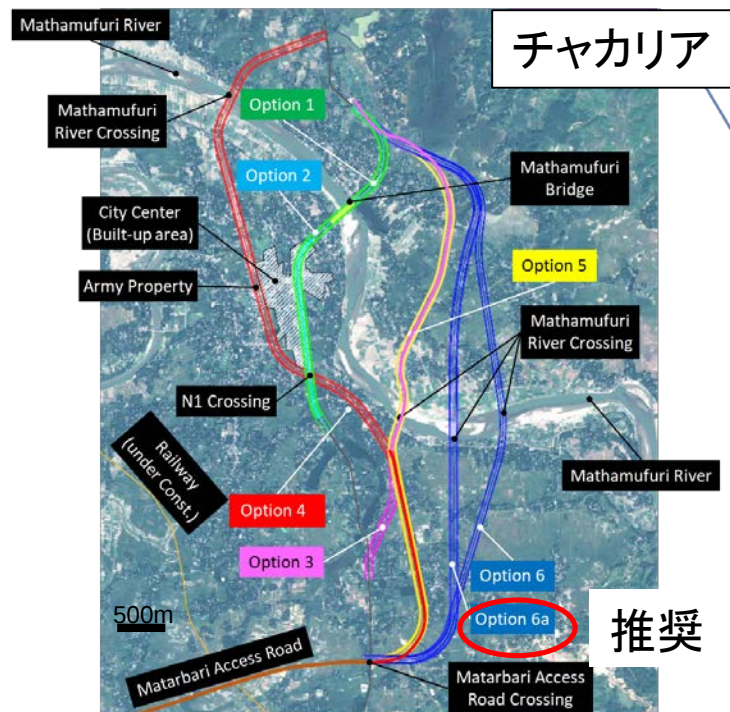


用地取得が最小かつ事業効果の高いOption 1（高架道路）を推奨。現道上の建設となるため、多くの既存構造物の移転が必要となる可能性が高い。今後の環境社会配慮調査の結果を踏まえ、支障物件数が最少のOption 3（バイパス道路）を再度検討予定。

*パティヤは既存のバイパス道路の線形改良・拡幅のため、代替案検討の対象外



Option 2(東バイパス道路)とOption3(西バイパス道路)は用地取得、支障物件規模がほぼ同等と見込まれるが、将来的な開発ポテンシャルの高いエリアを避けて通るOption 2を推奨。



想定される支障物件数が最少のOption 6a (西バイパス道路)を推奨。

1. 助言を求める事項:
 - 第1回：環境社会配慮調査のスコーピング案
 - 第2回：協力準備調査報告書ドラフト
 2. 適用ガイドライン：環境社会配慮ガイドライン（2010年4月交付）
 3. 環境社会配慮カテゴリ：A
（ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当するため）
-
2. 想定される環境社会的影響
 - ✓ 土木工事に伴う、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、土壌汚染、騒音・振動等
 - ✓ サイト内に自然保護区等はなく、大規模な森林伐採は計画されていない
 - ✓ 供用開始後の交通量の増加による、大気汚染、騒音・振動の増加
 - ✓ 橋梁区間の河川における水象の変化
 - ✓ 事業対象地における用地取得・住民移転
 - ✓ 交通サービスの一時的悪化、工事車両による交通事故等
 3. 想定される物理的住民移転数：各対象区間において、200名以上の物理的住民移転が発生する見込み（衛星写真による構造物数からの推計。詳細な移転数は協力準備調査にて確認）

	2020											2021					2022		
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	~	12	~	6	
協力準備調査													▲	▲					
EIA調査																			
RAP調査																			
環境助言委員会		▲										▲		▲					
案件形成				▲													▲		

ナイジェリア連邦共和国送電網強化事業
(協力準備調査 (有償))
助言対応

助言	対応状況
1. Right Of Way (以下、「ROW」) 内の土地の適切な管理の実施について実施機関と協議し明確にすること。特に、ROW 内の土地を取得することによる地域の分断が起こらないよう協議すること。	2019 年 11 月、TCN に対して確認した結果、ROW 内の土地を取得しても、ROW 内における住民の日常生活における移動は妨げられないことから、地域間の分断は起こらないと想定される旨回答がありました。なお、施工・供用段階においても TCN による定期的巡回は行われることを確認しており、たとえば不法投棄がなされていた場合には地方政府やコミュニティと連携して速やかに撤去等を行える体制を採用し、土地の管理にあたることを確認済みです。上記については、審査において再度確認する予定です。
2. 補償に関する世帯内の女性の同意を取り付けるなどの配慮が適切に行われるように実施機関に提案することとし、Final Report に反映すること。	住民協議において補償金が生計に使われないことも懸念されていることも受け、補償に関する世帯内の女性への配慮が適切に行われるように、RAP 実施コンサルタント (RIC) が世帯内の女性から同意文書を得て TCN に提出するか、州当局に提出する Col (Certificate of Indemnity) に女性同意の項目を追記するかを審査時に TCN へ提案予定です。なお同提案内容については、Final Report に記載済みです。
3. 住民移転の実施段階において、女性・脆弱層の参加者、性別、発言内容がわかるように、できる限り関連データを記録することを実施機関に申し入れること。	住民移転の実施段階において、女性・脆弱層の参加者、性別、発言内容がわかるように、できる限り関連データを記録することを実施機関に申し入れ、合意済です。
4. 住民移転プロセスの外部モニタリングを行う NGO の独立性・中立性を考慮した体制が確保されるよう、実施機関に申し入れること。	NGO の選定にあたっては、入札公告により広く募集を行い、選定プロセスは透明性をもって実施し、TCN との直接的な利害関係を有する団体は入札できない仕組みにする等、中立性、独立性の確保に努めるよう、実施機関に申し入れます。

2019 年度 ナイジェリア国「送電線網強化事業」 に係る環境レビュー方針

1. 案件概要

(1) **事業目的**：ナイジェリアの経済活動の中心である同国南西部において、送電用変電所の新設・拡張並びに 330/132kV 送電線の新設・増設を行うことにより、同地域の送電容量の増強、電力供給信頼度の向上および送電損失の改善を図り、もって同地域における経済・社会発展の促進に寄与する。

(2) 事業内容

事業対象地	ナイジェリア南西部 ラゴス州、オゲン州
事業内容	6 か所の変電所の新設、3 か所の変電所の引き込み設備の拡張、5 区間の 132kV 送電線設置(合計約 106km)、4 区間の 330kV 送電線設置(合計 103km)

(3) 事業実施体制

- ① 事業実施機関／実施体制： ナイジェリア送電公社 (Transmission Company of Nigeria)
- ② 運営／維持管理体制： ナイジェリア送電公社 (Transmission Company of Nigeria)

2. 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：A
- ② カテゴリ分類の根拠： 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)に掲げる送変電セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するため。

主な確認済・指摘事項

(1) 全般事項

確認済み事項	追加確認事項
1) 事業コンポーネント・不可分一体事業 ・事業コンポーネントには以下を含む。 ➢ 6 か所の変電所の新設 ➢ 3 か所の既設/建設中変電所の拡張 ➢ 5 区間の 132kV 送電線設置 (合計約 106km) ➢ 4 区間の 330kV 送電線設置 (合計約 103km) ➢ 湿地帯内の仮設アクセス道路 (幅最大 10m × 16km。工事終了後に撤去される) ・本事業の送電線で送電予定の電力は全て既存の発電所で発電されるものであり、不可分一体事業は確認されていない。 ・上記以外の建設・維持管理用道路は、必要に応じて、基本的に送電線直下に送電線に沿って最大約 10m 幅で建設される予定であり、最終的には EPC コントラクター選定後の詳細設計段階で確定すること。建設用道路を、そのまま維持管理用道路に利用する予定とのこと。	1) 事業コンポーネント・不可分一体事業 特になし。
2) 環境社会配慮文書 (環境面) ・事業サイトを 3 ロットにわけ各ロットの ESIA 報告書を作成、承認済み。 (社会面) ・ESIA と同じ 3 ロットごとに RAP 作成済み。 ・ROW 外での道路建設が決定し、新たな用地取得が生じることが判明した場合には、直ちに RAP を修正し、JICA に共有する旨実施機関と合意済。	2) 環境社会配慮文書 ・ROW 外での道路建設が決定し、新たな用地取得が生じることが判明した場合には、直ちに RAP を修正し、JICA に共有する旨改めて実施機関と合意する。
2) 環境社会許認可 ・ロットごとに ESIA 報告書を作成し、ロット 1 は 2019 年 5 月、ロット 2 は 2019 年 7 月、ロット 3 は 2019 年 2 月に環境省により許認可取得済み	3) 環境社会許認可 ・EMP の確実な実施、ホストコミュニティへの継続的なコンサルテーションの実施、ROW を 132kV は幅 30m、320kV は幅 50m に保つこと等の、付帯条件の実施を実施機関と合意する。

4) 代替案検討 ・送電線ルート検討に際して、距離、維持管理のしやすさ、周囲の町や村の有無（電化を促進するため）、町や村の迂回（構造物の解体や住民移転を最小化するため）等の要素が考慮された。距離が長くなれば森林伐採/vegetation clearance もしくは用地取得/住民移転も増えるため、できる限り最短ルートでかつ住民移転が最小ですむルートを選定した。 また送電線ルート代替案検討につき、以下の要素の回避が検討された。 ✓ 空港と飛行場の除外ゾーン ✓ 耐荷重能力の低い土壌 ✓ 丘と尾根 ✓ 自然保護区域と種を保護することを目的とした保護区域、森林保護区、分類された森林、ラムサール敷地、他 ✓ 考古学、古生物学、歴史学、建築物、宗教的（墓地と埋葬地を含む）および審美的または他の文化的意義のある物理的な文化資源 ・新設変電所については、変電所ごとに、周辺への影響等環境社会配慮側面及び地盤の固さ等の技術的側面から候補地が選定された。	4) 代替案検討 特になし。
5) ステークホルダー協議（SHM） （環境面及び社会面） ・スコーピング時 2017 年 5 月～7 月にかけて、ロットごとに州政府及び地方自治体（Local Government Area, 以下「LGA」）とのステークホルダー協議が合計 15 回以上行われ、263 名が参加した。 ・EIA 調査・送電線のルート検討時 2017 年 7 月～2018 年 3 月にかけて、LGA 及びコミュニティヘッド、住民とのステークホルダー協議が、コミュニティごとに複数回（約 200 のコミュニティで最低 2 回～5 回）実施され、ほぼ全員の PAPs が参加した。 ・住民からは移転先を自ら決定したいため現金補償が望まれる旨が示された。またコミュニティ内の神聖な場所の通過を避けてほしい旨の意見が示され、可能な限りルート決定に反映された。 ・コミュニティとのステークホルダー協議は、主に英語とヨルバ語で行われた。基本的に住民は英語が理解できるが、英語を完全に理解できない住民がいた場合には、周囲がヨルバ語に訳してフォローしたとのこと。 ・女性や老人もコミュニティのステークホルダー協議に参加して、積極的な発言が見られたとの説明を実施機関より受けた。 ・住民移転の実施段階において、女性・脆弱層の参加者、性別、発言内容がわかるように、できる限り関連データを記録することを実施機関に申し入れし、実施機関合意済。【助言 3】	5) ステークホルダー協議 ・住民移転の実施段階において、女性・脆弱層の参加者、性別、発言内容がわかるように、できる限り関連データを記録することを実施機関に改めて申し入れる。【助言 3】
6) 環境管理計画(EMP)、環境モニタリング計画(EMoP)、モニタリングフォーム （環境面） ・協力準備調査にて全ロット統一の EMP、EMoP を作成済。承認済み ESIA 報告書に記載されている EMP、EMoP は道路コンポーネントが抜けているため、特に道路コンポーネントについては協力準備調査で作成した EMP、EMoP を遵守する旨別途合意する必要がある。 ・環境モニタリングの結果の提出について、工事中は四半期に一回、供用時は半年に一回 2 年間提出する旨合意済み。 ・JICA への報告用のモニタリングフォーム案は、協力準備調査で作成済 （社会面） ・内部モニタリングと外部モニタリングを行う。内部モニタリングは PIU の責任で移転後 2 年間行う。外部モニタリングは witness NGO を選定し行う。 ・内部モニタリングレポートについて、事業実施中は四半期に一回、事業実施後は半年に一回 2 年間（ただし、生計が回復したと確認されるまではモニタリング期間は延長される）提出する旨合意済み。 ・外部モニタリングレポートについて、1 年に最低 1 回報告書を提出するよう申し入れ合意済み。 ・また外部モニタリングとは別に実施機関の内部監査担当部局が、RAP 実施 6 か月後に各地区の 10% の PAPs を訪問する。また住民移転完了後 3 年以	6) EMP、EMoP、モニタリングフォーム （環境面） ・道路コンポーネントも含めた EMP、EMoP の実施の改めて合意する。 ・モニタリングフォームを合意する。 （社会面） ・モニタリングフォームを合意する。

内に、外部のコンサルタントが RAP 完了監査を行う。 ・モニタリングフォーム案は協力準備調査で作成済。	
7) 実施体制（工事中・供用時） （環境面） ・工事中は、実施機関の責任のもと、施工管理コンサルタントによる監督に基づき、コントラクターが EMP と EMoP を実施する。 ・供用時は実施機関が EMP 及び EMoP を実施する。 ・Project Implement Unit (PIU) 全 14 名の内、環境担当 1 名、社会担当 1 名がアサイン済み。 ・また別途 TCN ラゴス事務所にて 3 名の HSE department のスタッフが本案件の環境担当職員として選任されている。 （社会面） ・実施機関が RAP 実施について責任を負う。 ・実施機関が事業管理コンサルとは別に、RAP 実施コンサルタントを契約する方針。 ・各 LGA に、PAPs の代表者等からなる Local Resettlement Committee（以下、LRC）を設置し、最終的な補償内容の合意時の立会い、移転先の選定、脆弱な PAPs の特定及びケア等につきサポートする。 ・Witness NGO が、適切な手続きと定められた補償プロセスが遵守され、被影響住民からの苦情が十分に処理され、被影響住民が公平に扱われることを確実にするため、LRC 会議にもオブザーバーとして参加すると共に、外部モニタリングを実施する。	7) 実施体制 （環境面） ・左記の実施体制を改めて確認・合意する。 ・ NGO の独立性・中立性を考慮した体制が確保されるよう、実施機関に申し入れる。【助言 4】
8) 情報公開 ・ JICA ガイドラインに基づく情報公開ポリシーに沿い、英語版の EIA 及び RAP を、環境レビュー前に JICA の HP 上で公開することを合意済み。 ・承認済み EIA、RAP は、ハード版が環境省図書館で公開され、またソフト版が実施機関のウェブサイトで公開される旨合意済み。 ・ JICA の HP におけるモニタリング公開について合意済み。	8) 情報公開 ・環境レビュー前に EIA と RAP を JICAHP にて公開する。 ・現地での環境社会配慮文書の公開状況について確認する。 ・ナイジェリア国内でのモニタリング結果の公開方針を確認する。

（２）汚染対策

確認済み事項	追加確認事項
1) 大気質 （工事中） ・工事及び建設機械の稼働により排ガスや粉じんの発生が想定されるが、必要とされる工事車両や機材の数量は比較的少ないこと、敷地で必要とされる土木工事が限定的であること、並びに建設段階の期間が比較的短いことから、建設中に発生する排ガスおよび粉じんの影響は軽微と想定される。また、機器の適切なメンテナンスを実施し、散水及び飛散しやすい資材運搬時のカバーを行う等の緩和策が実施される。 （供用中） ・特段の影響は想定されない。	1) 大気質 特になし。
2) 水質 （工事中） ・工事中は、湿地帯での仮設アクセス道路建設、鉄塔基礎工事にて、工法によってはセメントの流入による水質への影響、それによる生態系への影響が想定される。水質への影響を最小限に抑えるために埋め立てではなくくい打ちによる仮設アクセス道路の建設を検討する、セメントは湿地帯の外部で混合し、建設現場に持ち込んで水資源への排水を避ける等の緩和策を講じる予定。 ・また湿地帯において、一部水を飲み水として利用している周辺住民がおり、水源への影響が避けられない場合には、影響が予想される期間に飲料水を供給する旨 EMP に記載済み。 （供用中） ・水質汚濁が発生する活動は想定されない。	2) 水質 特になし。

3) 廃棄物 (工事中) ・工事中は、建設機械からの廃油、伐採後の木材・作物等、労働者キャンプからの廃棄物が予想される。 ・傾斜がある場所での変電所建設では切土した土で盛り土を行いなす。鉄塔設置部分で掘削する土は少量であり、通常周辺になすため、掘削土に係る廃棄物は想定されない。 ・建設工事の開始前に、コントラクターは連邦環境省に詳細廃棄物管理計画を提出することになっており、EMP にも記載済み。 (供用中) ・供用中は、変電所のメンテナンスに伴い廃油や一般廃棄物の排出が予想される。許認可を有する廃棄物業者が、許認可を受けている廃棄物施設に廃棄する。	3) 廃棄物 ・許認可取得済みの有無、そのキャパシティが十分にあるか確認する。
4) 土壌汚染 (工事中・供用中) ・油等の有害液体等の不慮な流出による土壌汚染が想定されるため、有害物質の適切な管理、建設機械の定期的な点検、従業員への研修等の緩和策が取られる。	4) 土壌汚染 特になし。
5) 騒音・振動 (工事中) ・建設用重機の稼働により騒音の影響が想定されるため、一時的に防音壁を設置する、夜間工事を避ける等の緩和策が取られる。 (供用中) ・供用中は、変電所に設置される変圧器からの若干の騒音はあるが、特段の影響は想定されていない。	5) 騒音・振動 特になし。

(3) 自然環境

確認済み事項	追加確認事項
1) 保護区 ・ROW における土地利用は大部分が農地、二次林及び居住地域であり、保護区は存在しない。 ・事業地から最も近い保護区は、ラゴス州 Badagry 変電所予定地から 3km 地点にある Ilaro Forest Reserve であり、影響が及ぶ範囲ではないと想定される。 ・10km 以内に IBA (重要鳥類地域) は存在しない。 ・ナ国 NGO や学者含む ESIA パネルレビューによるコメントにおいても、保護区の影響を懸念するコメントは特段あがっていない。	1) 保護区 特になし
2) 生態系 (植物相) ・ROW 内には IUCN レッドリストにおいて Vulnerable(VU)に分類されている Mitragyna Ledermannii、Albizia ferruginea、Terminalia ivorensis、Diospyros barteri という樹木が確認されているが、endangered(EN)及び Critically Endangered(CR)に分類されている種は確認されず、ナ国 NGO や学者含む ESIA パネルレビューでも特段指摘されていない。 ・工事中は、ROW 内の植生除去による植生変更の影響が考えられる。全 ROW 面積 約 833ha の内、227.66ha が伐採対象。227.66ha の概算は保守的なものであり、実際の規模は線形確定時に確認するが、規模は最小化される予定。その他変電所等で 146ha の低木含む植生除去が想定される。除草剤の不使用、ROW に隣接する植生群集および残存樹木の改変防止、植生回復等の緩和策を実施する。 (動物相) ・哺乳動物では野うさぎ、bush back、Grass cutter が、鳥類ではキツツキ、鳩、アマサギ等が多く見られたが、IUCN レッドリストにおいて VU、EN、CR とされている種は確認されず、ナ国 NGO や学者含む ESIA パネルレビ	2) 生態系 ・詳細設計段階で可能な限り森林伐採を避けることを合意すると共に、植栽回復の具体的な計画を確認する。

ユーでも特段指摘されていない。 ・事業対象地は、IBA (Important Bird Area)等に指定されていない。 ・工事中は、湿地帯での仮設道路設置による、水生生物への影響が考えられる。乾燥期に活動を行う、生態系保全性の高い地域を考慮し、各鉄塔について最適な場所を選ぶ等の緩和策を実施する。 ・供用開始後は、送電線や鉄塔に鳥が衝突する可能性があるため、モニタリングを行い、影響が確認された場合は追加的に送電線の可視性を高める緩和策を講じる予定。 ・ナイジェリアの環境保全 NGO である NFC との協議では、これまで事業地周辺で送電線に鳥類が衝突したとの事実は報告されていないとの事で、調査結果に対し特段の懸念・対応必要性は示されなかった。	
---	--

(4) 社会環境、その他

確認済み事項	追加確認事項
1) 用地取得・住民移転の規模 ・ ROW は、330kVA(約103km)の送電線は幅50m、132kVA(約106km)の送電線は幅30mであり、全て用地取得される。建設・維持管理用道路は、ROW内に建設する方針。 ・ 用地取得は約931ha(内、変電所は約87ha、送電線は約844ha) ・ 変電所用地として宗教団体からの9.8haの土地の無償提供がある。 ・ プロジェクトにより影響を受ける ROW 内には、オグン州 5LGA (Local Government Area)、ラゴス州 1LGA があり、合計約200のコミュニティがある。 ・ 影響規模は以下の通り。(数字再確認します。) ➢ 被影響住民 合計： 7,040 名 (内非正規 372 世帯) ➢ 内住民移転： 1,989 名 (内非正規 84 世帯) ➢ 居住はないが撤去・移転が必要な構造物所有者： 1,602 世帯 ➢ 農地所有者： 3,992 名 ➢ 商店主： 59 名 ➢ コミュニティにおける伝統的な埋葬地や聖堂： 78 ・ ROW の用地取得後も、ROW 内における住民の日常生活における移動は妨げられないことから、地域間の分断は起こらないと想定される。なお、施工・供用段階においても実施機関による定期的巡回は行われることを確認しており、たとえば危険物等が放置されていた場合には地方政府やコミュニティと連携して速やかに撤去等を行える体制を採用し、土地の管理にあたることを確認済み。【助言1】	1) 用地取得・住民移転の規模 ・ ROW の用地取得後、土地の管理を適切に行うと共に地域の分断が起こらないよう、改めて実施機関に申し入れる。【助言1】
2) カットオフデート ・カットオフデートは、3つのロットでそれぞれ宣言された。レターによりコミュニティヘッドに日付を通知すると共に、コミュニティごとの初期の SHM で、住民にも直接アナウンスされた。 ➢ ロット1 2018年3月4日 現地調査の最終日 ➢ ロット2 2018年6月8日 現地調査の最終日 ➢ ロット3 2018年1月12日 現地調査を開始した日	2) カットオフデート 特になし
3) 受給資格 ・プロジェクトにより影響を受ける住民はカットオフデート、及び左記の受給資格に基づき全て補償される旨確認、合意済。 ➢ 正式な占有証明書を所持するか、(占有証明書には、州政府が発行する Certificate of Occupancy(C of O)と、ローカル政府カウンスルが発行する Customary Right of Occupancy(CR of O)の2種類がある。)または土地所有の権利者としてコミュニティで認識されている者。 ➢ C of O も CR of O も有しておらず、コミュニティで土地占有者と認識されていない非正規居住者。 ➢ 法的な権限はもたず、また申請も行っていないが、その土地を占有、使用、生計を営むなどの行為を、本プロジェクトによって示されるカットオフデート以前より実施している者。	3) 受給資格 特になし。

➤ 土地の所有者、使用者に係らず、土地の上の資産等の所有者(墓、祭壇、経済的な樹木、作物など)	
4) 補償方針 ・RAP 案で示されている補償方針は以下の通り。 ➤ 私有地(宅地): 土地の市場価格、引っ越し代、及び占有証明書取得にかかる費用等を考慮した、再取得価格調査に基づく再取得価格。 ➤ 構造物: 減価償却なく再取得価格で補償される。 ➤ 私有地(農地): 200 ナイラ/m²(都市部)、100/m²(地方部) ➤ 作物・樹木: 市場価格 ➤ ビジネスロス: 1 か月分の収入補償(加えて、以下に記載の生計回復支援の提供) ➤ 脆弱な PAPs に係る特別な支援: 生計回復のための追加現金補償(300 ナイラ×30 日) ➤ 公共施設: 移転及び再建設 ➤ 聖堂等: コミュニティに対して、コミュニティと協議し決定した価格での補償 ・コミュニティが所有する土地の内、使用されている土地は補償対象となるものの、コミュニティが過去に一時的に農業活動を行い、その後放置された土地は、実質的に損害を受ける人がいないことから、補償対象となっていない。これまでの住民協議を通じてコミュニティから特段異論は出ていない。 ・変電所建設予定地 1 か所につき、Incorporated Trustees of Redeemed Christian Church of GOD (Redeem) という宗教団体から土地を寄付される予定。土地の寄付に関し、以下の点を確認済。 ・ <u>(a)土地提供者への情報提供とコンサルテーション:</u> 実施機関よれば、2017 年 4 月から情報提供、コンサルテーション開始した。 <u>(b)土地提供者は拒否もできると理解した上で書面で土地提供の意思を示しているか:</u> Redeem より土地提供の意思を示す書面を確認済み。 <u>(c)提供する土地が、土地提供者にとってマイナーであり生計に影響しないか:</u> Redeem は約 1,000ha の内の 9.8ha が提供予定であり、ドナーにとってマイナーであり生計に影響はない。 <u>(d)住民移転が発生しないか:</u> 住民移転は発生しない。 <u>(e)土地提供者は事業から直接裨益するか:</u> Redeem は自家発電機を使用しているが、変電所ができた際には、配電線をつなぐ予定であり、本事業が電力の安定供給に裨益する。 <u>(f)コミュニティの土地である場合は、土地を利用している者の合意があるか:</u> 該当地区は現在放置された土地であり、利用している者はいない。	4) 補償方針 ・補償に関する世帯内の女性への配慮が適切に行われるように、RAP 実施コンサルタント(RIC)が世帯内の女性から同意文書を得て実施機関に提出するか、州当局に提出する Col (Certificate of Indemnity) に女性同意の項目を追記するかを審査時に実施機関へ提案する。【助言 2】 ・補償対象の判断が適切に行われているか実施機関等に確認する。 ・Redeem との過去の協議内容を確認する。
5) 生計回復支援 ・作物を失う住民に対して、2 年間の技術支援、必要な苗等の供給等の生計回復支援が行われる予定とのこと。また脆弱な PAPs についてもトレーニングを受けられる。 ・湿地帯での工事の影響(湿地帯で個人的に釣りをしている人への影響等)も含めて、被影響住民が全て生計回復支援の対象となる旨実施機関に確認済。 ・生計回復支援の内容としては、苗の提供、農業に係る技術支援、ビジネスマネジメントの研修等が含まれる。 ・生計回復支援は RAP 実施コンサルタントが実施予定。	5) 生計回復支援 ・生計回復支援のコンサルタント TOR を確認し、合意する。 ・湿地帯で釣りを行う人も生計回復支援対象者に含む旨、審査で合意する。
6) 苦情処理メカニズム ・PIU は、各 LGU に、RAP 実施を支援する LRC (Local Resettlement Committee)を設置する。PAPs は苦情がある場合は、まず Village head から RAP 実施コンサルタントが窓口となり、解決できない場合は、LRC が審議する。LRC によっても解決できないものについては法律の定めに従って裁判所で判断される。 ・上記 LRC の構成メンバーには、コミュニティの中で尊敬される市民(長老市民や牧師等)、PAPs の中から選ばれた者(女性、若者含む)が含まれる。	6) 苦情処理メカニズム ・用地取得前に LRC 及び GRM を設置すると共に、現地で確実に周知することを合意する。

LRC は RAP 実施において、実施機関と住民の補償交渉、最終合意の証人としての立会、社会的弱者の特定と対応に関する支援、及び GRM としての役割を果たす。 GRM の周知は、今後の補償価格交渉に係る協議時に住民一人一人に情報提供がなされる予定とのこと。	
7) 文化遺産 ユネスコ指定及び国内法で定められる文化遺産、自然遺産は存在しない。	7) 文化遺産 特になし。
8) 景観 - 工事中の景観に関する緩和策について、市民の目につく工事資材をきちんと整理することが EMP に示されている。 - 事業対象地は、すでに既存の送電線が存在し、景観を守るべき景勝地は存在しないため、供用中の影響は想定されない。 - 住民協議で、景観に対し、特段の反対意見は示されていない。	8) 景観 特になし。
9) 少数民族、先住民族 本事業の調査では、事業対象地域には少数民族・先住民族は確認されていない。	9) 少数民族、先住民族 特になし

以上

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ②対象事業、情報公開

- 論点2.1「対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及実証ビジネス化事業）及びGreen Climate Fundからの受託事業を含めることの要否」
- 論点2.2「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」

①レビュー調査結果（論点2.1）

1. 現行ガイドライン（GL）施行後に増えた協力事業

現行GL施行後に追加された協力事業として、海外投融資、中小企業・SDGsビジネス支援事業が挙げられる。また、今後追加される予定の事業として緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）からの受託事業が挙げられる。海外投融資はGLを対象とする有償資金協力を該当するため、GLが適用されている。中小企業SDGsビジネス支援事業は、GL上の「対象とする協力事業」には該当しないが、「中小企業支援型」及び「SDGsビジネス支援型」の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業について、運用上はGLが適用されてきた。各事業の詳細は以下のとおり。

（１）海外投融資：2011年から2018年で24案件調印されており、産業人材育成事業、マイクロファイナンス事業、コーヒーバリューチェーン強化事業、アジア気候変動対策ファンドと小規模なものから工業団地、港湾整備、効率化ガス火力発電事業まで規模の異なるインフラ案件を含み、その環境カテゴリーもAからC、FIまで幅広く扱っている。

（２）中小企業・SDGsビジネス支援事業：原則として、中小企業及び中堅を対象とした「中小企業支援型」と、大企業を対象とした「SDGsビジネス支援型」の二つがある。「中小企業支援型」には、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の3つの支援メニューがある。「SDGsビジネス支援型」には、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の2つの支援メニューがある。（つづく）

（レビュー調査最終報告書（案）p4-3, 4-4等）

①レビュー調査結果（論点2.1）

（つづき）

ア. 「中小企業支援型」の3メニューは、期間は3ヶ月～3年、支援業務の上限金額は850万円～1.5億円と幅がある。運用上、基礎調査は情報収集が主な目的であり、F/Sは実施しないため、GLの適用外とされている。

案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業は、GLの対象とする協力事業でないものの、F/Sを実施する、もしくは環境社会影響が生じる可能性のある案件が含まれるため、運用上GLが適用されてきた

案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の主な製品技術分野は、環境エネルギー、廃棄物、水浄化水処理、職業訓練産業育成、福祉、農業、保健医療、教育、防災災害対策。カテゴリは、2018年度前期採択の案件化調査18案件中、カテゴリBが4件、カテゴリCが14件であった。また、同時期採択の普及・実証・ビジネス化事業は、採択案件15件中、カテゴリBが1件、カテゴリCが14件であった。

イ. 「SDGsビジネス支援型」は2018年7月に新設されたスキームであり、F/Sを実施する、もしくは環境社会影響が生じる可能性のある案件が含まれるため、運用上、GLが適用される。

前身の制度である「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」、及び「開発途上国の社会経済開発のための民間技術普及促進事業」は、GLの対象とする協力事業でないものの、運用上GLが適用されてきた。前者の2018年前期の採択案件は、6案件全てカテゴリCであり、後者は、同時期採択の6案件全てがカテゴリCであった。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-4）

①レビュー調査結果（論点2.1）

2. これまでの対応

（１）中小企業・SDGsビジネス支援事業の「中小企業支援型」（旧名称：中小企業海外展開支援事業）の案件化調査、普及実証事業

概要は前述１．のとおり。また、運用見直し時の提言を踏まえ、JICA GLに関するFAQでは、「協力準備調査（PPPインフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（案件化調査、普及実証事業）はJICA GL適用対象となります」と記載している。

（２）基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業

基礎調査は、前述１．のとおり情報収集が主な目的であり、F/Sは実施しないため、GLの適用外とされている。また、案件化調査、普及・実証ビジネス化事業について、環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針である。

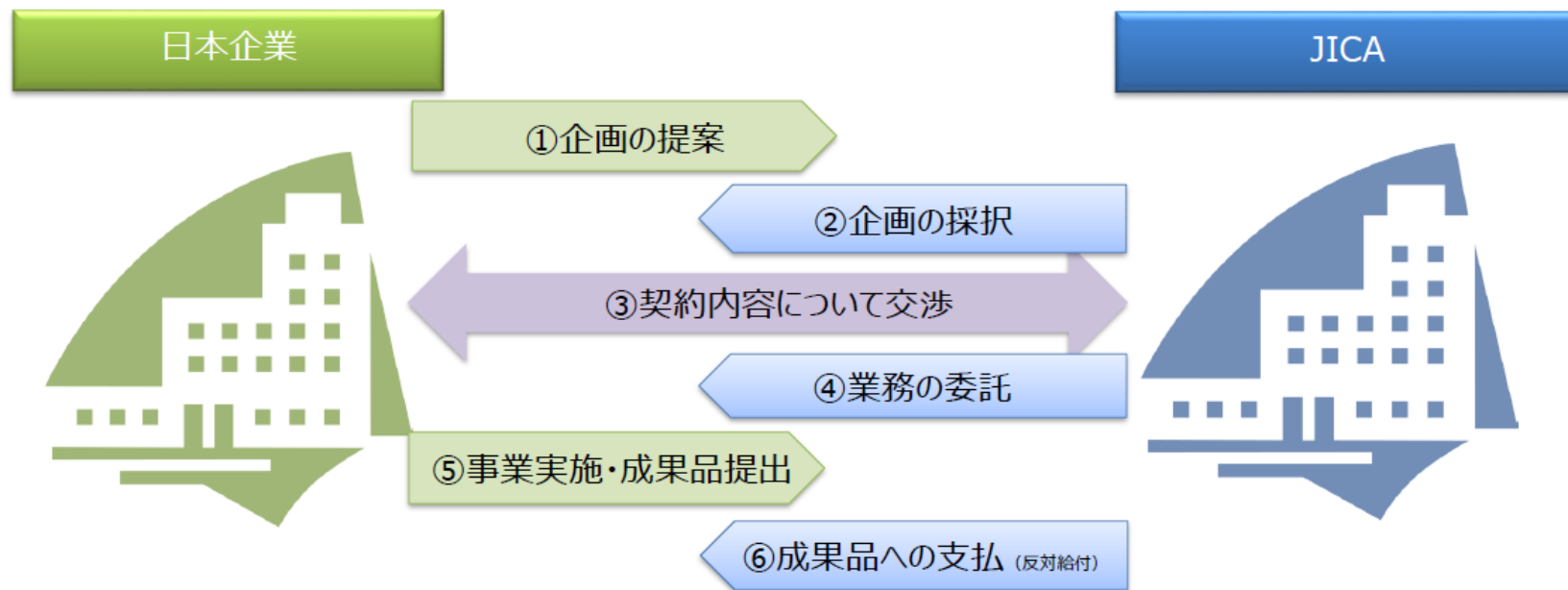
（レビュー調査最終報告書（案）p4-4）

参考：中小企業・SDGsビジネス支援事業



(JICAホームページより)

参考：中小企業・SDGsビジネス支援事業の業務の流れ



(JICAホームページより)

① レビュー調査結果（論点2.1）

- JICAは2017年に、国際機関である「GCF」（緑の気候基金）の認証機関として承認され、今後、**GCFの事業**を、独立行政法人国際協力機構法第13条第3項に基づき受託することが想定される。
- 現在はGCFへ提出する案件提案書を準備中の状況にあり案件の採択は未了である。GCFからの受託案件については、GCFの規程、要件等も踏まえつつ、GLを適用する方向で調整中。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-4）

参考：GCFの案件承認プロセス

以下のプロセスを経てGCFが資金を供与する案件が採択、実施されます。

- 認証機関が、案件のプロポーザル（提案書）を作成し、事務局へ提出します。これより前に、任意でコンセプト・ノートを作成して事務局からフィードバックや助言を得ることも可能です。
- 事務局によるプロポーザルの審査が行われます。
- 事務局による審査を通過すると、独立技術審査パネル（independent Technical Advisory Panel：iTAP）において技術面での審査が行われます。
- iTAPでの審査を経て、理事会での審議に付されます。理事会でプロポーザルが承認されると、法務手続等、案件の実施にむけた手続が始まります。

（外務省ホームページ）

① レビュー調査結果（論点2.2）

協調融資

- JICAと国際金融機関との協調融資は、毎年10件程度行われている。
- 世銀のEnvironmental and Social Framework（ESF）のうち世銀が満たすべき要件を示すEnvironmental and Social Policy for Investment Project Financingは、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks：MDBs）や二国間開発機関と協調融資を行う場合には、「コモンアプローチの採用に合意するために協調融資先および相手国と協力する」と規定している。協調融資先のセーフガードポリシーを確認した上で、コモンアプローチをとってもESFのうち借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件であるESS 1- 10を満たすことが可能と判断される場合、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコモンアプローチを採用することが可能となっている。ただし、MDBs等が融資するコンポーネントも含めた事業全体のレビューやモニタリング、文書作成、情報公開といった手続きの共通化をどのように行うかについての具体的な方針は、ESFに書かれていない。2018年10月にESFが施行されて以降、ESFに沿ったコモンアプローチの事例は未だ確認されていない。（レビュー調査最終報告書執筆段階時点）
- ADBのSafeguard Policy Statement（SPS）は、「協調融資を実施する際には、ADBと協調融資相手の双方のセーフガードの原則を満たす形で、影響評価や計画プロセス、統一のセーフガード文書、コンサルテーション、情報公開等の要件を一本化するよう努力する」と規定している。（SPS, para 70）
- IFCのSustainability Policy（2012）およびパフォーマンススタンダードには、コモンアプローチにかかる記載はない。

②包括的検討での検討ポイント

論点2.1「対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）及びGreen Climate Fundからの受託事業を含めることの要否」

1. 対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）を含めるにあたっての留意点
2. 対象とする協力事業に、Green Climate Fund（GCF）からの受託事業を含めるにあたっての留意点

論点2.2「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」

1. 協調融資案件において、他のドナー等と調整するにあたっては、どのような考えのもとJICAは環境社会配慮の支援と確認を行うべきか。

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ②対象事業、情報公開

- 論点2.3「環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA報告書の公開期間／EIA報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ」
- 論点2.4「モニタリング結果の公開義務の要否」

① レビュー調査結果（論点2.3）

■ 情報公開に関する世銀等のセーフガード規定

- 世銀 Environmental and Social Policyでは、High Risk及びSubstantial Risk案件については、環境社会影響評価に基づくリスク影響に関する文書（EIA報告書含む）を世銀はアプレイザル前に公開する。これらの文書は案（ドラフト）の段階での公開を可としており、公開期間に関する規定はない。
- ADBでは、カテゴリAの案件の場合には、Draft EIAを理事会付議の120日前に公開することを義務付けている。（SPS, para 53）
- IFCでは、EIAの公開は必須とはなっていないが、代わりにIFCが作成するEnvironmental and Social Review Summary (ESRS)で必要な情報を整理し、理事会付議の前にカテゴリA案件では60日間以上、それ以外は30日間以上公開する。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-6）

① レビュー調査結果（論点2.3）

■ 情報公開に関する現行JICAガイドラインの規定

- 現行のJICAガイドライン（JICA GL）では、カテゴリAプロジェクトについて、環境レビューに先立ち情報公開する文書として、「1)EIA報告書と環境許認可証明書（ECC）、2)大規模住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画（RAP）、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画（IPP）」が挙げられている。また、「EIA報告書は、合意締結の120日以前に公開する」ことが定められている。（GL 3.2.1、(1)、2）これを踏まえて、ECC取得済みのEIAを公開している。
- しかし、環境当局による承認済みEIAを公開してから環境レビューを行うことが求められているため、レビューを通じてEIAの内容にコメントしようとしても、既に環境当局による審査と承認が終わっていることから、必要に応じて審査時に（ECCに対して）追加的に合意する必要が生じている。結果、相手国等はEIA報告書と審査時合意事項の両方を確認する必要が生じ、混乱を招くこともある。

（レビュー調査最終報告書（案） p4-6）

① レビュー調査結果（論点2.3）

■ 環境レビュー時の助言対応状況確認

- 助言総数557件のうち、550件が協力準備調査報告書への反映（現在最終報告書作成中の1件については、反映する方向で対応中）や審査時の相手国等との確認合意を要するものであり、概ね対応されていたものの、一部は対応が困難であった。
- 助言が十分に反映されていなかった理由としては、助言委員会（環境レビュー段階）が開催されるタイミングではEIA報告書がすでに承認済みであったため、審査時に追加合意は行ったものの、審査時の追加合意事項については十分に引継ぎが行われていなかったことなどがあげられる。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-11）

① レビュー調査結果（論点2.4）

■ JICA GL及び世銀等のモニタリング結果公開に係る規定

- JICA GLでは、モニタリング結果の情報公開については、「JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する（GL 3.2.2.7）」ことが求められている。
- ADB Safeguard Policy Statement（SPS）では、モニタリング結果のADBによるウェブサイト上での公開が規定されている。（SPS, para71）
- 世銀、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）及びアフリカ開発銀行（AfDB）の各セーフガードポリシー及び情報公開に関するポリシーでは、環境社会配慮事項に関するモニタリング結果の公開は規定されていない。
- 世銀のAccess to Information Directive/Procedureによれば、案件形成監理に係る世銀ミッションのaide-mémoireは世銀と相手国／借入人が合意した場合に公開される。（Access to Information Directive/Procedure, para 3a, revised April 2019）

（レビュー調査最終報告書（案） p4-6, 4-7）

① レビュー調査結果（論点2.4）

■ モニタリング結果公開に係る現状（JICA）

- 審査時等にモニタリング結果の情報公開にかかる合意が確認できたのは、8件の開発調査型技術協力プロジェクト及び10件のカテゴリCプロジェクトを除く82件のうち、環境モニタリング結果については45件であった（うち、社会面も合意しているのは19件）。
- 国内法で求められていないことや実施機関の情報公開方針により、上記文書を非公開とする実施機関が複数あり、この理由として、先方政府の政策法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられる。
- GL施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業でモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計36案件中4件、社会モニタリングを必要とする計15案件中4件のみだったが、2017年度には、環境モニタリングを必要とする計38案件中20件、社会モニタリングを必要とする計14案件中12件となっている。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-6）

論点2.3「環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス(ドラフトもしくは承認版)／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA報告書の公開期間／EIA報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ」

1. 承認済EIAをもって審査し、追加事項があった場合の対応方法
2. 公開すべきEIA報告書や公開期間について
3. 環境許認可証明書の取得・公開のタイミング

論点2.4「モニタリング結果の公開」

1. モニタリング結果公開の是非、公開対象の検討

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ③参照する国際基準、審査方法

- 論点3.1「世銀のESFのうち、世銀が満たすべき要件を示すEnvironmental and Social Policyで規定されたカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否」
- 論点3.2「相手国に求める要件について、世銀ESSとの乖離がないことの確認の要否」
- 論点3.3「民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPPインフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PSとの乖離がないことの確認の要否」

① レビュー調査結果（論点3.1）

■ カテゴリ分類に関する世銀ESF等の規定

- 従来、世銀のOP 4.01では、プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模を踏まえて、カテゴリA, B, C, FIの4つに分類されていたが、Environmental and Social Policyでは、下記の関連事項を考慮して、High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Riskの4つに分類するとされた。定期的にはリスクは見直され、変更はウェブサイトで公開される。
 - プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模
 - 想定される環境社会リスク影響の性質と規模
 - 相手国等及び他のプロジェクト実施機関が持つ環境社会リスク影響を管理する能力、Environmental and Social Standard（ESS：世銀ESFのうち、借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの）に基づく管理へのコミットメント
 - 特定のプロジェクトの環境社会面の影響に対する緩和策の実績と結果
 - 提案される緩和策と技術の性質、ガバナンス体制と法規、安定性、紛争、治安などに対する考慮
- 各ESSを遵守するため、借入人に求められる要件は、プロジェクトの性質や規模に応じて、また環境社会リスクや影響に比例して段階的に設定されている。
（Environmental and Social Policy, para 6）
- 世銀ESFでは、リスク分類に際し、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない。（Environmental and Social Policy, para6）
- ADBのセーフガードポリシーでは、カテゴリ分類に際し、直接的、間接的、累積的影響、誘発された影響を考慮し決定されるが、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない。（SPS, para 50） IFCのセーフガードポリシーでは、カテゴリ分類に際し、潜在的な環境社会面の影響リスクを考慮するが、「不可分一体事業」については触れられていない。

① レビュー調査結果（論点3.2）

- 世銀のセーフガードポリシー（SGP）からEnvironmental and Social Framework（ESF）への変更点
- ESFは、以下の文書から構成される包括的な文書である。
 - A Vision for Sustainable Development：世銀の環境社会面の持続可能性に対するビジョンを示したもの
 - World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing (Environmental and Social Policy)：世銀が満たすべき要件を示したもの
 - Environmental and Social Standard (ESS)：借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの。ESS1～10の内容は以下のとおり。

ESS1	環境社会リスク影響の評価と管理
ESS2	労働と労働条件
ESS3	効率的な資源管理と汚染防止
ESS4	コミュニティの衛生と安全
ESS5	用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転
ESS6	生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理
ESS7	先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会
ESS8	文化遺産
ESS9	金融仲介機関
ESS10	ステークホルダーエンゲージメントと情報公開

① レビュー調査結果（論点3.2）

■ 主要な変更点は以下のとおり

- ① セーフガードに関する9つの個別規程（OP, BP）を一本化。ESFには10のESSが含まれ、プロジェクトには全てのESSが適用される。旧SGPには含まれていない、もしくは独立した規定としては存在していなかったが、新たにESSとして示されたのは、労働と労働条件（ESS 2）、コミュニティの衛生と安全（ESS 4）、金融仲介機関（ESS 9）、ステークホルダーエンゲージメントと情報公開（ESS 10）である。
 - ② 従来のSGPでは、環境社会影響の程度に基づきカテゴリ分類を行っていたが、ESFでは当該事業の概要や環境社会リスク等に基づき分類を行う。その際、環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する。
 - ③ 環境社会配慮要件等の面で、IFCを始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの調和化が図られている。
- ・ JICA GLには、「世界銀行のSGPと大きな乖離がないことを確認する」と記載がある。このため、2018年10月に運用を開始したESFのうち、プロジェクトに求める要件であるESSと大きな乖離がないことを確認すべきか、検討が必要。

（レビュー調査最終報告書(案) p4-10）

① レビュー調査結果（論点3.3）

■ IFC

- IFCは「環境と社会の持続可能性に関するIFC政策（International Finance Corporation's Policy on Social and Environmental Sustainability）」と「環境と社会の持続可能性に関するPerformance Standards (PS)」を2012年に制定している。PSには以下の8分野の配慮事項が示されている。世銀ESSと比較すると、ESS 9, ESS 10はIFC PSには無い項目であるが、それぞれIFCのInterpretation Note on Financial Intermediaries（金融仲介機関のプロジェクトに対する環境と社会の持続可能性に関するIFC政策とPSの適用を定めたもの）とPS 1に含まれており、配慮対象項目に大きな乖離はない。

PS1	環境社会リスク影響の評価と管理
PS2	雇用と労働条件
PS3	資源効率と汚染防止
PS4	コミュニティの衛生と安全
PS5	用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転
PS6	生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理
PS7	先住民族
PS8	文化遺産

- PSの規定の解釈を支援するためにGuidance Note (GN) が公開されている。
- 民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPPインフラ事業））では、提案企業は通常、赤道原則（EP）に沿った環境社会配慮確認を行っている場合が多く、IFCのPSを参照することが一般的である。

① レビュー調査結果（論点3.3）

■ EHSガイドライン

- 世銀グループのEnvironmental, Health and Safety (EHS) ガイドラインは、技術的な参考文献で、一般的な環境基準、排出基準、緩和策、安全対策、労働安全衛生（Occupational Health and Safety）等を含むガイドライン（一般EHSガイドライン）と、産業セクター別ガイドライン（産業セクター別EHSガイドライン）から構成される。
- 世銀、IFCは、相手国の基準とEHSガイドラインの基準レベルを比較し、より厳しい方をプロジェクトに適用する。ただし、借入人の技術面や財政面の制約等のプロジェクト特有の状況を考慮し、ESS等の目的を損なわず、かつ重大な影響が生じない範囲で、代替りの基準を適用することがある。（世銀ESS1, para18）（IFC, PS, para6, 7）

（レビュー調査最終報告書（案） p4-11）

②包括的検討での検討ポイント

論点3.1「世銀のESFのうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policyで規定されたカテゴリ分類 (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) の参照の要否」

1. 世銀のESFに示されたカテゴリ分類 (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) のメリット、デメリットは何か。

論点3.2「相手国に求める要件について、世銀ESSと大きな乖離がないことの確認の要否」

1. プロジェクトに求める要件について、世銀ESSと大きな乖離がないことを確認する際の留意点

論点3.3「民間連携事業 (海外投融資、協力準備調査 (PPPインフラ事業)) では、出融資先に求める要件について、IFC PS との大きな乖離がないことの確認の要否」

1. IFC PSまたは世銀ESSとの大きな乖離がないことを確認するとした場合の留意点

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ③参照する国際基準、審査方法

- 論点3.4「エンジニアリングサービス（E/S）
借款供与時の環境レビュー実施の要否」

① レビュー調査結果（論点3.4）

■ E/S借款実施案件の環境レビュー実績の整理

- 100案件中、E/S借款は4案件（No.13,23,34,55）あり、何れの案件も、当該E/S借款の中で必要な環境社会配慮調査を実施するため、E/S借款供与決定時には環境レビューは完了していない。

■ E/S借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認

- 100案件中、E/S借款は4案件（No.13,23,34,55）あり、環境社会配慮業務（EIA, RAP等の作成支援またはレビュー、モニタリング実施支援業務等）はE/S借款の一部として行われている。No.13は環境社会影響のモニタリング支援、No.23はJICA GLに沿ったEIA案のレビュー及び補完調査（用地取得はなし）、No.34はEIA、RAPの作成支援（用地取得未着手）工事未着工）、No.55はEIA等作成支援が行われる予定である。

■ 【追加調査アイテム】 E/S借款

- 現行のGLでは、E/S借款においては、プロジェクト本体に対する円借款の供与決定時に環境レビューを行うことが認められているが、NGO等からエンジニアリングサービス借款期間中における環境社会面の影響の発生が指摘されている。

②包括的検討での検討ポイント

論点3.4「エンジニアリングサービス(E/S)借款供与時の環境レビュー実施の要否」

1. E/S借款供与時の環境レビュー実施は可能か。
2. E/S借款供与時に環境レビューを実施する場合の留意点

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ③国際基準、審査方法

- 論点3.5「世銀ESS 9 Financial Intermediaries事業に求められるリスクに応じた要件の適用やESMSの構築の参照の要否」

①レビュー調査結果（論点3.5）

世銀ESFに追加されたFIに関連する要件

- 世銀ESS9「FI」は、世銀から財政支援を受けるFI（Financial Intermediaries：金融仲介者）に適用される。（ESS9 para 4） 金融仲介者（FI）とは、国レベル、地域レベルの開発銀行も含み、政府または民間の財務サービスを提供する機関であり、産業セクター間の様々な経済活動への資金を仲介する。
- リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法を適用する。他方、重大なリスクが生じるサブプロジェクトについてはESSsが適用される。（ESS9 para 11）
- FIが自ら行うサブプロジェクトの環境社会配慮確認プロセスは、ESMS（Environmental and Social Management System）として整備され、その内容は、主に環境社会配慮に関するポリシー、サブプロジェクトの環境社会配慮確認手順（カテゴリ分類、影響評価、モニタリング等）、実施体制と能力、モニタリングの実施と報告書の提出などから構成される。（ESS9 para14-23）
- IFCのInterpretation Note on Financial Intermediariesでは、IFCの資金調達によって支援されている活動が環境社会リスクをもたらす場合には、FIクライアントに対し、ESMSの構築と実施を要求する。ESMSの範囲や複雑性は環境社会リスクレベルに応じたものとし、PS1の要求事項を組み込んだものにすべきである。ハイリスクなサブプロジェクトには（その他の）PSも適用される。リスクの小さいサブプロジェクトのクライアントは、簡単なスクリーニングの実施が求められる。（IN13、footnote IN13）

②包括的検討での検討ポイント

論点3.5「世銀ESS 9 Financial Intermediaries事業に求められるリスクに応じた要件の適用やESMSの構築の参照の要否」

1. 世銀ESS 9にあるように、JICAのカテゴリFI案件についても、リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法のみを適用することは可能か。

環境社会配慮助言委員会 第 6 期助言委員の業務内容案について

カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。

- ① 協力準備調査に対して助言を行う。
- ② 環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。
- ③ 開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。
- ④ 緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続きの報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行う。
- ⑤ 助言委員会のワーキンググループにて、主査として助言内容を取りまとめる。